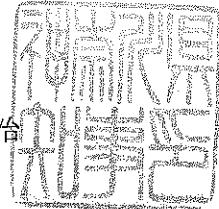


資料1

水第1549号
令和3年8月18日

神奈川海区漁業調整委員会 会長 櫻本 和美 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置の制定及び申請期間並びに
許可の有効期間の短縮について（諮問）

神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、別紙のとおり定めた
いので、貴委員会の意見を求めます。



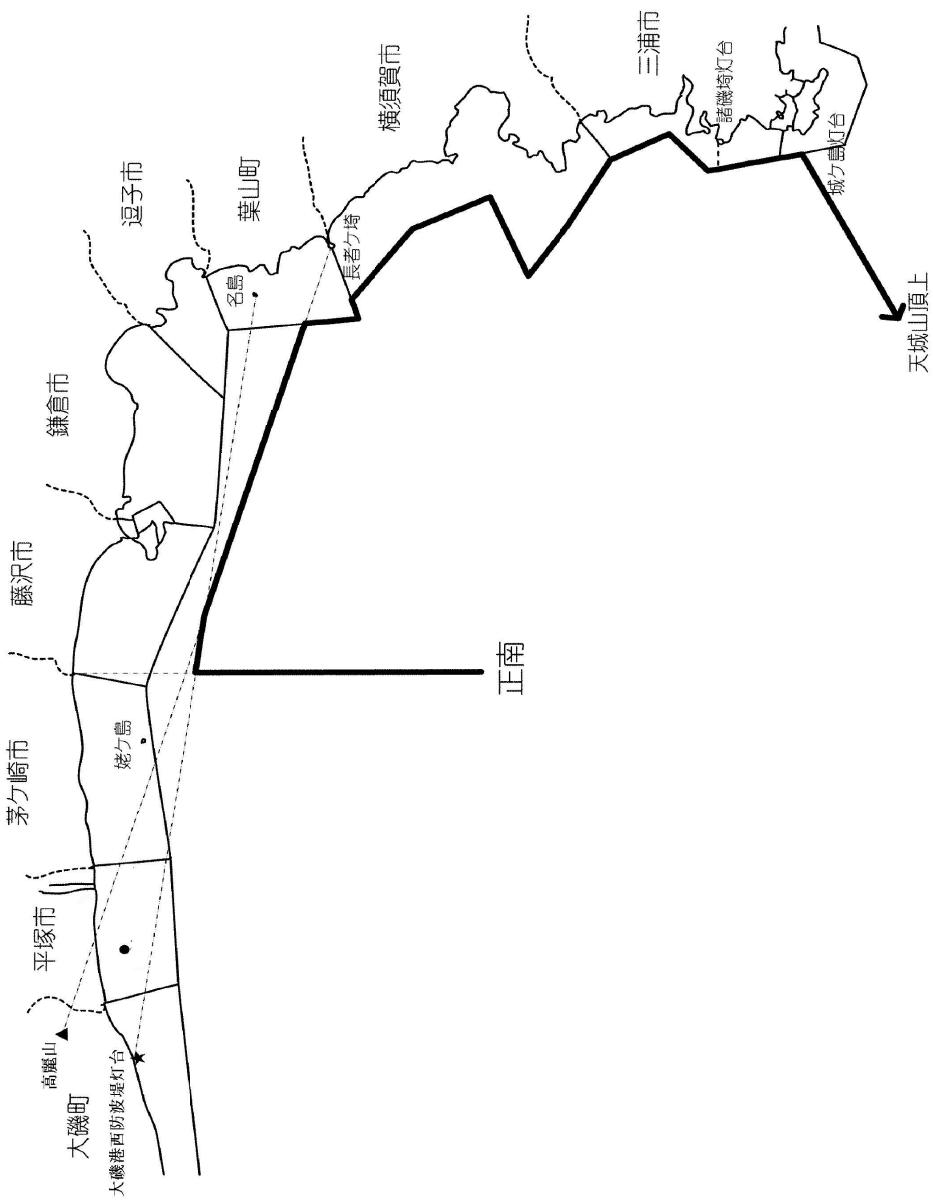
漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

漁業種類	許可是起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間	漁業時期	許可又は起業を業の認可すべき者者の資格	(規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可業の申請をすべき期間	許可又は認請期間	(許可の有効期間)
ひらめ一枚網漁業	10 なし	三浦市三崎町城ヶ島灯台と 静岡県伊豆市天城山頂上と の見通し線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時 海岸線との交点より正南の 線に至る神奈川県海面。 ただし、横須賀市秋谷長者ヶ 埼突端、同突端と中郡大磯町 高麗山頂上との見通し線と 三浦郡葉山町地先名島頂上 と大磯港西防波堤灯台及び大磯港 見通し線の交点及び大磯港 西防波堤灯台の 3 点を順次 結んだ線以北の区域並びに 共同漁業権の漁場の区域を 除く。	11月1日から翌 年4月30日まで	横須賀市長 井に漁業根 拠地を有し ている者	1.目合 15 cm 以上 2.網丈 4.5m 以下	令和 3 年 9 月 16 日か ら同年 10 月 15 日ま で	令和 3 年 9 月 11 月 1 日から令 和 8 年 10 月 31 日まで

操業区域

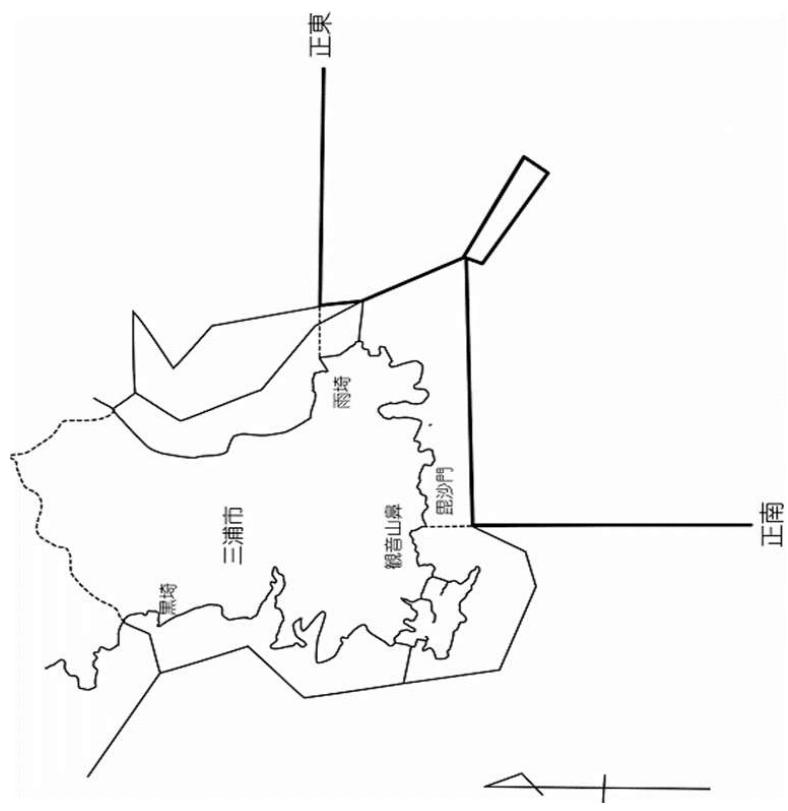
三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。



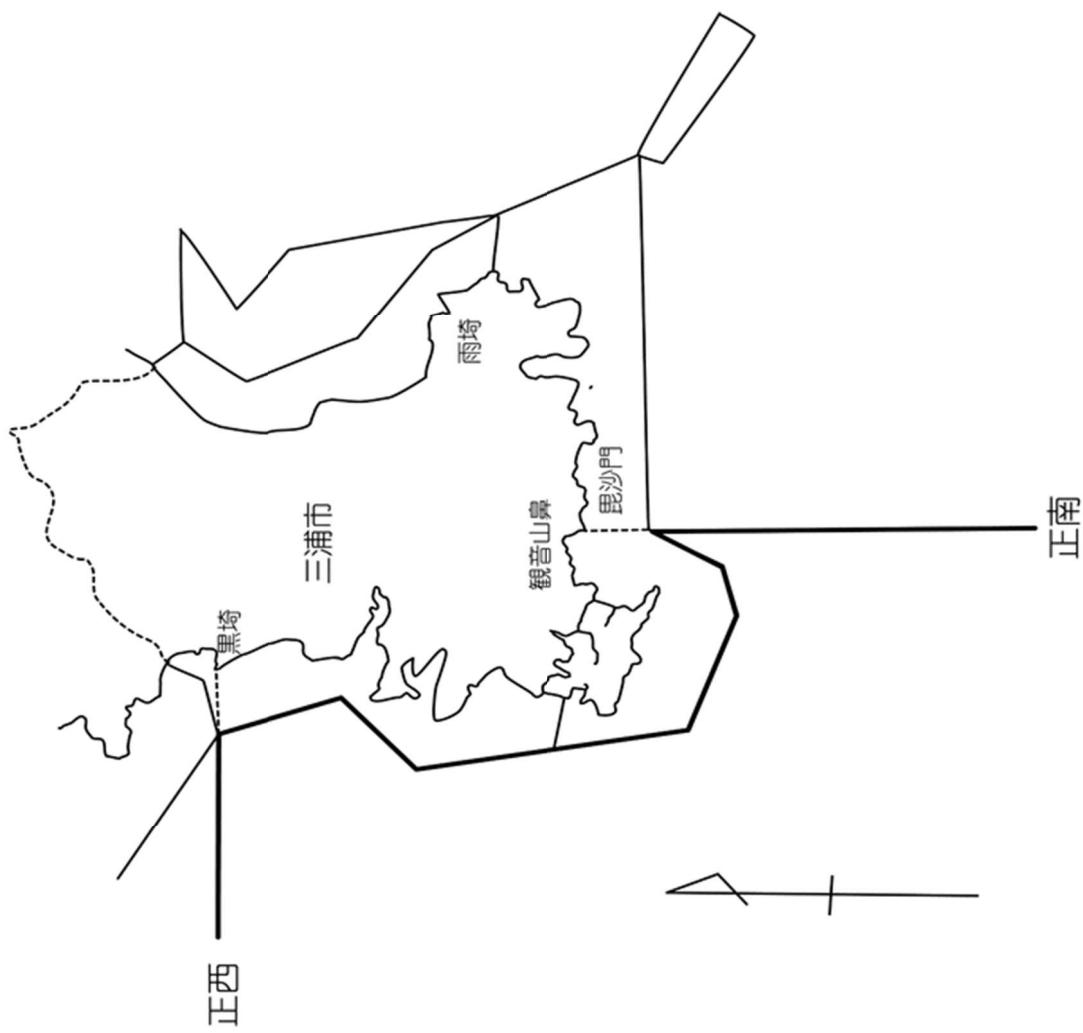
同上	8	同上	三浦市南下浦町金田雨崎 より正東の線から同町昆沙 門觀音山鼻より正南の線に 至る神奈川県海面。ただし、 共同漁業権の漁場の区域を 除く。	12月1日から翌 年5月31日まで	三浦市松輪に 漁業根拠地を有する者	三浦市南下 同上	同上	同上
同上	1	同上			三浦市昆沙門に漁業根拠地を有する者	三浦市南下 同上	同上	同上

三浦市南下浦町金田雨崎より正東の線から同町昆沙門觀音山鼻より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。



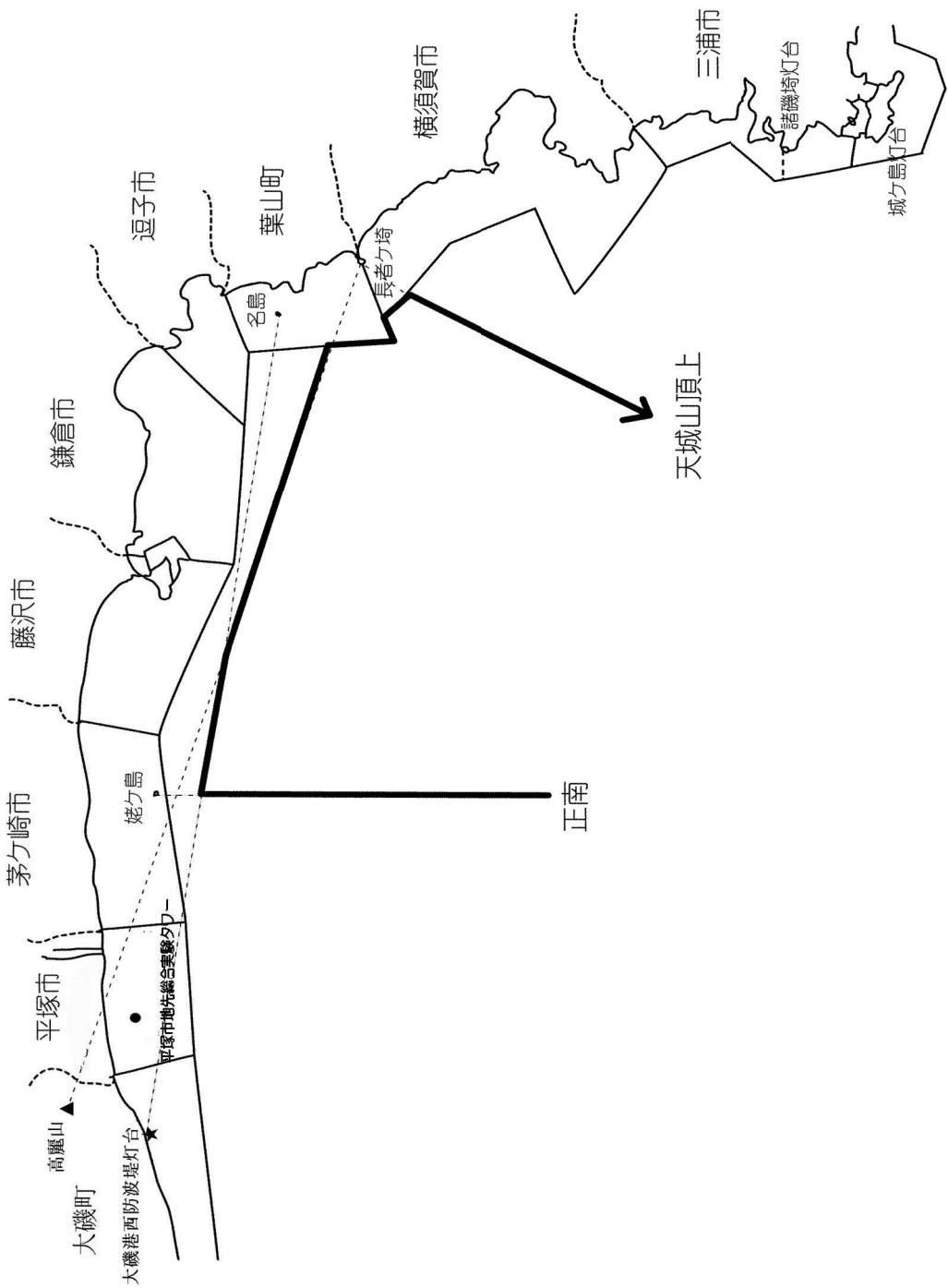
同上	5	同上	三浦市南下浦町昆沙門観音山鼻より正南の線から同市初声町黒崎より正西の線に至る神奈川県海面。 ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	12月1日から翌年5月31日まで ただし、三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、三浦市初声町黒崎より正西の線に至る神奈川県海面にあつては、12月1日から翌年4月30日までとする。	三浦市三崎町城ヶ島に漁業権を有する者	同上	同上	同上
同上	1				三浦市三崎町諸磯に漁業権を有する者	同上	同上	同上

三浦市南下浦町毘沙門観音山鼻より正南の線から同市初声町黒崎より正西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。



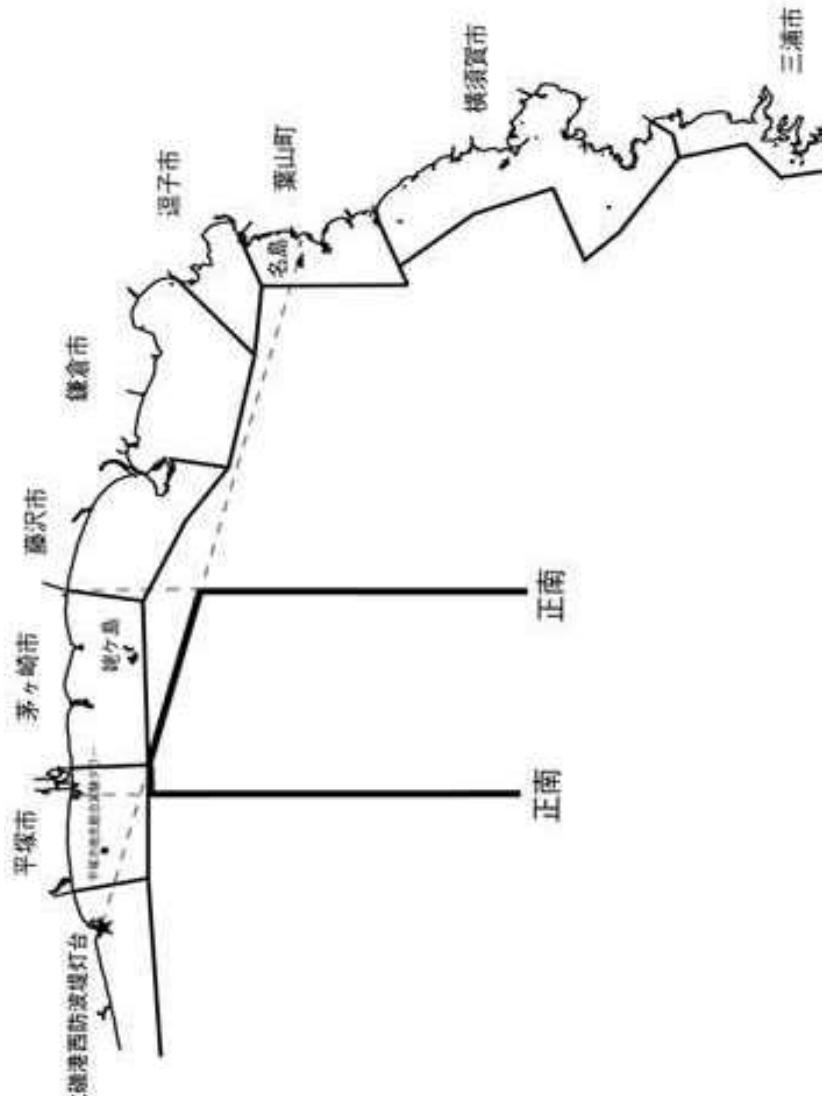
同上	1	同上	横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、茅ヶ崎市地先姥島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。	11月1日から翌年4月30日まで	葉山町に漁業根拠地を有している者	同上	同上
	4		ただし、長者ヶ崎突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上の見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。		逗子市小坪に漁業根拠地を有している者		
	1				鎌倉市に漁業根拠地を有している者		
	5				鎌倉市腰越に漁業根拠地を有している者		
	3				藤沢市片瀬海岸、江の島、片瀬に漁業根拠地を有している者		

横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、茅ヶ崎市地先姥島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、長者ヶ崎突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。



ひらめ 一枚網 漁業	4	同上	茅ヶ崎市、藤沢市境界線と 最大高潮時海岸線との交点 より正南の線から、平塚新港 南防波堤南端より正南の線 に至る神奈川県海面。	11月1日から翌 年4月30日まで ただし、平塚市 地先にあつては 12月1日から翌 年3月31日まで とする	茅ヶ崎市に 漁業根拠地 を有する者 を同上
------------------	---	----	---	---	--------------------------------

茅ヶ崎市、藤沢市境界線と最大高潮時海岸線との交点
より正南の線から、平塚新港南防波堤南端より正南の線
に至る神奈川県海面。
ただし、三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤
灯台との見通し線以北の区
域及び共同漁業権の漁場の
区域を除く。



同上	4	同上	平塚市地先総合実験タワーより正南の線から中郡大磯町、同郡二宮町境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位 164 度 28.0 分の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	11月1日から翌年4月30日まで ただし、平塚市地先にあつては 12月1日から翌年3月31日まで とする	大磯町に漁業根拠地を有している者	同上	同上
----	---	----	--	---	------------------	----	----

平塚市地先総合実験タワーより正南の線から中郡大磯町、同郡二宮町境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位 164 度 28.0 分の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。



漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する事項及び同条第 12 条第 1 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに同第 16 条第 2 項の規定に基づき許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可すべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
かれい及びたいを目的とした三枚網漁業	1	定めなし	次の線により囲まれた区域 ア 横須賀市夏島町 1 番地護岸 北東角から真方位 76 度 14.8 分の線 イ 横須賀市伊勢山崎突端と 千葉県富津崎突端を結ぶ 線 ウ ア線上、横須賀市夏島町 1 番地護岸北東角から 4.5km の点と、イ線上、横 須賀市伊勢山崎突端から 3km の点を結ぶ線 エ 共第 1 号共同漁業権の沖合 線	5 月 1 日 から 12 月 31 日まで	横須賀市 走水に漁業根拠地 を有して いる者	1 網の張立時間は 15 時から翌日 10 時までとする。 2 漁具の規模の限度 は次のとおりとする。 (1) 目合 9 cm 以上 (2) 網の高さ 3 m 以下 (3) 網 1 反の長さ 70 m 以下 (4) 1 隻の網の使用 反数 15 反以下	令和 3 年 年 9 月 7 日から 同年 6 月 13 日 まで	令和 3 年 10 月 21 日から令 和 8 年 6 月 13 日 まで

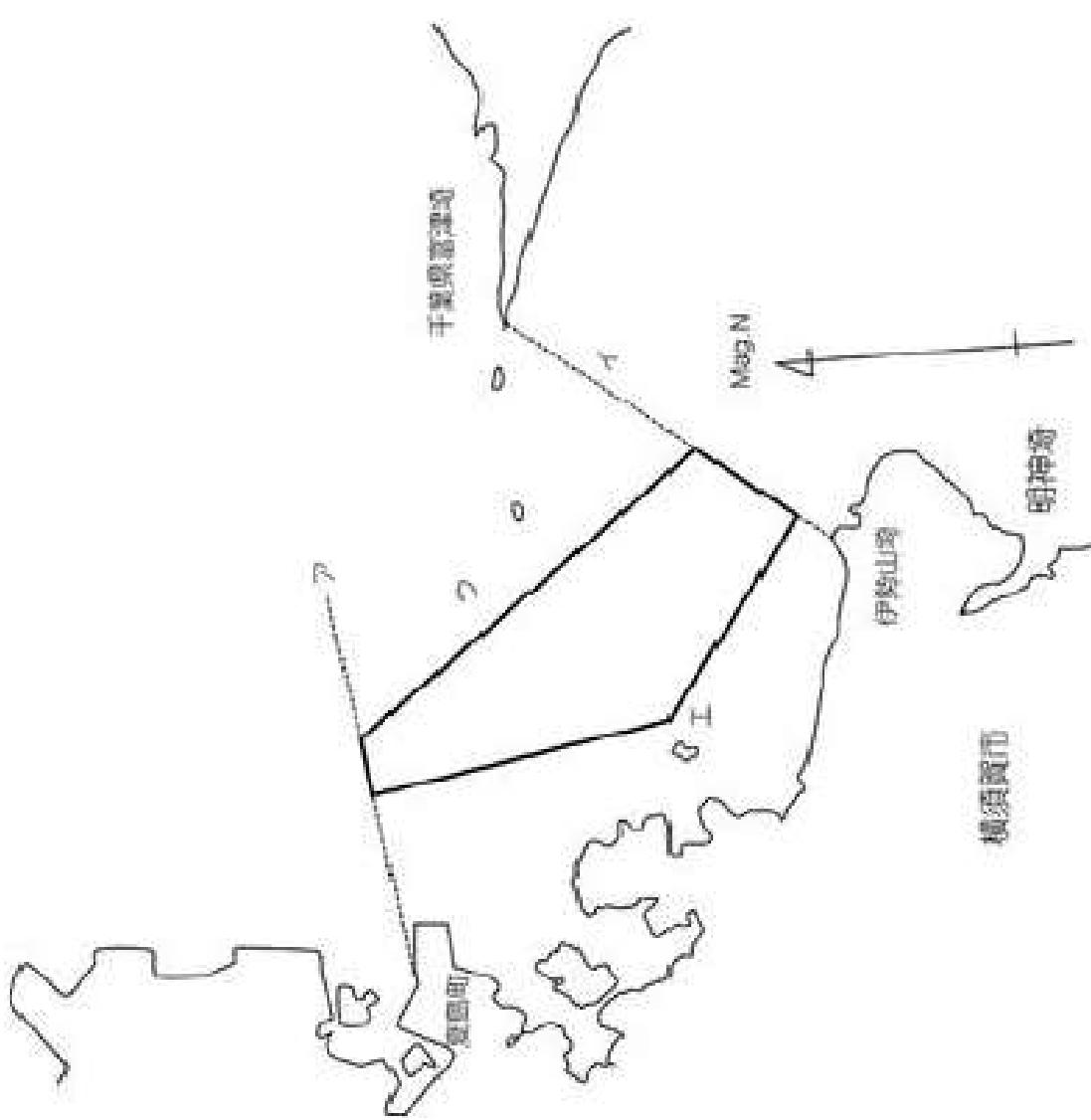
海岸線とによって囲まれた区域から共第1号共同漁業権の漁場の区域を除いた区域 横須賀市伊勢山埼にある防波堤突端	月 31 日ま で	
ロ イと千葉県富津市富津埼突端を結んだ直線上イから3000 メートルの所 ハ 横須賀市観音埼灯台と富津市磯根埼突端を結んだ直線上観音埼灯台から 3300 メートルの所 二 横須賀市明神埼突端と千葉県南房総市富山山頂を結んだ直線上明神埼突端から 4000 メートルの所 亦 明神埼突端とニを結んだ直線と三浦市剣埼灯台と海獣島灯標を結んだ直線の延長線との交点 へ 横須賀市千代ヶ崎突端から真方位 139 度 18.2 分の直線と、海獣島灯標とホを結んだ直線との交点 ト 千代ヶ崎突端		

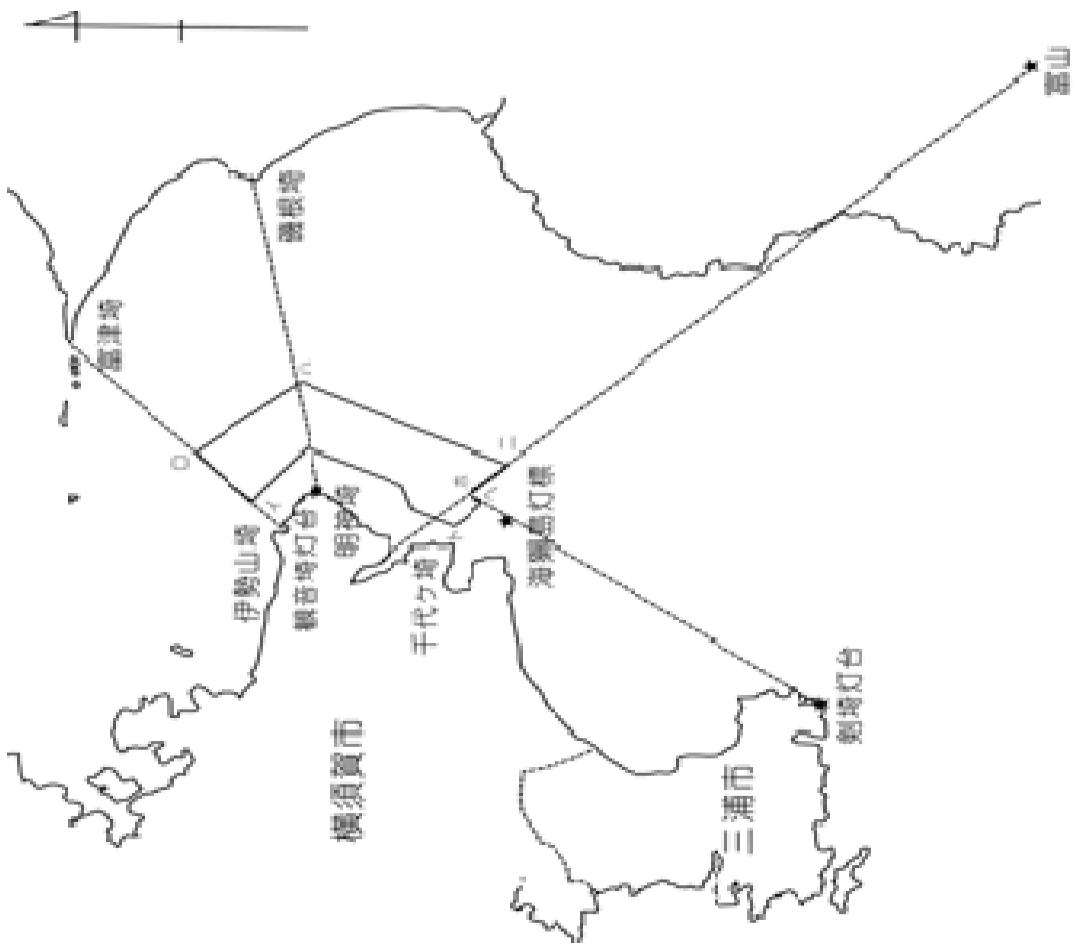
次の線により囲まれた区域

ア 横須賀市夏島町 1 番地護岸北東角から真方位 76 度
14.8 分の線

イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津崎突端を結ぶ線
ア線上、横須賀市夏島町 1 番地護岸北東角から 4.5km
の点と、イ線上、横須賀市伊勢山崎突端から 3km の
点を結ぶ線

エ 共第 1 号共同漁業権の沖合線





次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びトの点を順次結んだ直線と海岸線とを除いた区域

イ 横須賀市伊勢山崎にある防波堤突端

ロ イと千葉県富津市富津崎突端を結んだ直線上イから 3000 メートルの所

ハ 横須賀市観音崎灯台と富津市磯根崎突端を結んだ直線上観音崎灯台から 3300 メートルの所

二 横須賀市明神崎突端と千葉県南房総市富山山頂を結んだ直線上
明神崎突端から 4000 メートルの所

ホ 明神崎突端とニを結んだ直線と三浦市剣崎灯台と海獺島灯標を
結んだ直線の延長線との交点

ニ 横須賀市千代ヶ崎突端から真方位 139 度 18.2 分の直線と、海
獺島灯標とホを結んだ直線との交点

ト 千代ヶ崎突端